

請負工事成績評定要領の制定について

平成 21 年 3 月 31 日 国港技第 105 号の 2
港湾局長から各特定部局長あて

標記について、別紙のとおり制定したので、平成 21 年度からこれにより実施されたい。

なお、「請負工事成績評定要領について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国港建第 110 号）は
廃止する。

請負工事成績評定要領の改訂について
平成 21 年 3 月 31 日 国港技第 105 号の 2
港湾局技術企画課長から
北海道開発局 港湾空港部港湾建設課長、
沖縄総合事務局開発建設部長、
国土技術政策総合研究所管理調整部長あて

標記について、下記のとおり港湾局長から各地方整備局長等に通知されましたので、参考
のため送付します。

なお、「請負工事成績評定要領について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国港建第 110 号）は廃
止する。

請負工事成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、「請負工事技術検査要領」(平成21年3月31日付け港管第101号)(以下「技術検査要領」という。)第6条に定める工事成績の評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評価を図り、もって請負者の適正な評価、工事の安全及び品質確保・向上に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定の対象は、請負工事において、原則として1件の請負金額が500万円を超える工事について行うものとする。

ただし、地方整備局副局長又は次長(港湾空港担当。以下、「副局長等」という。)が必要ないと認めたものについて、評定を省略することができる。

(評定者)

第3 工事成績の評定を行う者(以下「評定者」という。)は、技術検査要領第3条の2「技術検査職員」、第6条「技術評価職員」とする。

(評定の方法)

第4 評定は、請負工事ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、別に定める「請負工事成績評定基準」に基づき行うものとし、評定の結果は、請負工事成績及びその他これに類する表(以下「評定表等」という。)に記録するものとする。

3 監督を行う者が2名以上任命されている場合は、それらの者が協議し評定を行うものとする。

(評定の内容)

第5 評定の内容は、別に定める「請負工事成績評定基準」に基づいて行うほか、副局長等が必要と認める事項について行うものとする。

(評定の時期)

第6 評定の時期は、「技術評価職員」は工事完成時に、「技術検査職員」は検査実施時にそれぞれ評定を行うものとする。

(評定表等の提出)

第7 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官(以下「本官」という。)の契約した工事については副局長等に、分任支出負担行為担当官又は分任契約担当官(以下「分任官」という。)の契約した工事

については、当該工事を担当する事務所長（以下「事務所長」という。）に評価表等を提出するものとする。

2 事務所長は、分任官の契約した工事について速やかに副局長等に報告するものとする。

（評価の結果の通知）

第8 地方整備局副局長又は次長（港湾空港担当。以下、「副局長等」という。）又は事務所長は、評価者から評価表等の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の請負者に対して、第5の評価の結果を通知するものとする。

（評価の修正）

第9 副局長等又は事務所長は、評価の結果を通知した後、評価を修正すべきと認められる場合は、評価を修正し、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

（説明請求等）

第10 第8又は第9による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号第1条）に規定する行政機関の休日を含む。）（以下「休日」という。）以内に、書面により、通知をした者に対して評価の内容について説明を求めることができる。

2 副局長等又は事務所長は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

3 副局長等又は事務所長は、前項により回答する場合に、地方整備局に設けられた委員会に意見を求めることができる。

（再説明請求等）

第11 第10第2項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、副局長等に対して、再説明を求めることができる。

2 副局長等は、前項による再説明を求められたときは、地方整備局に別に設けられた委員会の審議を経て書面により回答するものとする。

附則

この請負工事成績評価要領の規定は、平成21年4月1日から適用する。